

相続のための手続きリスト



家族が亡くなり相続が発生した場合、その直後からさまざまな手続きが必要となります。相続の手続きは多岐にわたり、期限のあるものも多いため、どんな手続きを、いつまでにやればいいのかを把握しておくことが大切です。

※本リストは2026年5月現在の情報です。法令や条例等の改正により、掲載内容が変更になる場合があります。
※手続き先の自治体や機関により、必要書類が異なる場合がありますので、詳しくは各手続き先に問い合わせてください。

● 7日以内（死亡の事実を知った日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	死亡届の提出	すべての人	市区町村役場	①死亡届 ②死亡診断書	・戸籍の抹消を行う ・24時間受付している
☐	火葬許可・埋葬許可の申請	すべての人	市区町村役場	①埋葬許可申請書	・死亡届の提出と同時申請する

● 14日以内（死亡日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	姻戚関係終了届の提出	配偶者が亡くなった場合	市区町村役場	①婚姻関係終了届 ②戸籍謄本	・原則、義父母への扶養義務などは残るが、提出により、免除される ・相続の権利は変更なし
☐	世帯主変更届の提出	世帯主が亡くなった場合	市区町村役場	①世帯主変更届	・亡くなった人のみの世帯だった場合、2人世帯で世帯主が亡くなった場合、世帯内に15歳以上の人が1人のみだった場合は、届出の必要なし
☐	児童扶養手当の認定請求	世帯主が亡くなり、母子家庭になった場合（子どもが高校生以下）	市区町村役場	①児童扶養手当認定請求書 ②戸籍謄本 ③世帯全員の住民票 ④所得証明書 ⑤通帳	・年収が一定金額以下であること ・受給できる金額は所得に応じて変わるため、詳細は要相談

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	年金受給者死亡届の提出	国民年金受給者が亡くなった場合 ※厚生年金受給者の場合は10日以内	年金事務所	①年金受給者死亡届 ②死亡した年金受給者の年金証書 ③除籍謄本 ④住民票除票 ⑤通帳	・原則、マイナンバー登録者は提出不要 ・未支給年金の請求もあわせて行う
☐	国民健康保険・介護保険資格喪失届の提出	すべての人	市区町村役場	①国民健康保険・介護保険資格喪失届 ②保険証	・国民健康保険は、変更事項の書き換えをする ・亡くなった人が会社員の場合、会社側の手続きとして、健康保険資格喪失届の提出をする

●必要に応じて速やかに

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	復氏届の提出	配偶者が亡くなり、旧姓に戻す場合	市区町村役場	①復氏届 ②戸籍謄本 ③実家の戸籍謄本（結婚前の戸籍に戻す場合）	・結婚前の戸籍に戻るか、新しい戸籍をつくる ・子どもの氏名は変わらない
☐	子の氏変更許可の申請	子の氏と戸籍を変えたい場合	家庭裁判所	①子の氏変更許可申立書 ②子の戸籍謄本 ③父母の戸籍謄本	・上記の復氏届を提出しても、子の氏は死亡した配偶者のままなので、子の氏を変更し、戸籍を変えたい場合には、この届出が必要となる
☐	年金受給選択の申し立て	妻が厚生年金をもらう場合	年金事務所	①年金受給選択申立書	・年金の受給方法を選択する
☐	凍結された銀行預金の口座からの仮払い手続き	必要に応じて	金融機関	①通帳・キャッシュカード ②被相続人の戸籍謄本（出生から死亡まで）および相続人全員の戸籍謄本 ③相続人の身分証明書 ④相続人の印鑑証明書	・限度額は各銀行の口座残高の1/3×法定相続分（上限150万円） ・必要書類は金融機関によって異なる場合があるので、口座のある金融機関に問い合わせる

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	銀行預金の残高証明書の発行	必要に応じて	金融機関	①残高証明書発行依頼書 ②除籍謄本 ③戸籍謄本 ④印鑑証明書	・相続税の申告、遺産分割、調停の際に使用する（詳しくは金融機関に問い合わせる）
☐	電気、ガス、水道の解約（名義変更）	必要に応じて	各契約先	・各契約先に問い合わせて確認	・電話で行う（領収書等に記載された問い合わせ電話番号）
☐	電話の手続き	必要に応じて	NTT	①承継・改称届出書 ②除籍謄本または死亡診断書 ③本人確認書類	・Webまたは郵送により、手続きの申し込みを行う
☐	市外電話サービスの解約（名義変更）	必要に応じて	営業所	・各契約先に問い合わせて確認	・電話で行う（領収書等に記載された問い合わせ電話番号）
☐	携帯電話、インターネット等の解約（名義変更）	必要に応じて	各契約先	・各契約先に問い合わせて確認	・インターネット上で解約する会社もある ・IDやパスワードが必要になることもある
☐	クレジットカードの解約	必要に応じて	カード会社	・各契約先に問い合わせて確認	・電話で伝えると、解約届が郵送される
☐	NHK受信料の解約	必要に応じて	NHK	・各契約先に問い合わせて確認	・電話で行う
☐	運転免許証の返納	必要に応じて	最寄りの警察署		
☐	パスポートの返納	必要に応じて	パスポートセンター		
☐	マイナンバーカードの返納	必要に応じて	市区町村役場		
☐	貸金庫の解約（名義変更）	必要に応じて	金融機関	①除籍謄本 ②戸籍謄本 ③相続人全員の印鑑証明書	・必要な書類や手続き方法などの詳細は、口座のある金融機関に問い合わせる

●遺産分割協議が行われる前

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	遺言書の検認手続き	遺言書を発見したらすぐ	家庭裁判所	①遺言書検認申立書 ②申立人の戸籍謄本 ③遺言者の除籍謄本 ④相続人全員の戸籍謄本 ⑤受遺者の戸籍謄本 ⑥印鑑	・自筆証書遺言の場合、検認を受ける必要がある（保管制度を利用した場合は不要→本書P.56） ・開封しても、遺言が無効になるわけではない
☐	特別代理人の選任	相続人のなかに未成年者がいる場合	家庭裁判所	①特別代理人選任申立書 ②未成年者の戸籍謄本 ③申立人の戸籍謄本 ④特別代理人候補者の戸籍謄本 および住民票 ⑤印鑑	・相続税の納付がある場合、必ず10ヵ月以内に行う ・未成年者の場合は、遺産分割協議に参加できない ・相続人でもある親等は、代理人になれない

●遺産分割協議がまとまらない場合

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	遺産分割調停の申し立て	調停が必要な場合、速やかに	家庭裁判所	①遺産分割調停申立書 ②申立人の戸籍謄本および住民票 ③相手方の戸籍謄本および住民票 ④除籍謄本 ⑤不動産の登記簿および固定資産の評価証明書 ⑥遺産目録 ⑦預金の残高証明書 ⑧印鑑	・調停人との話し合いが行われる
☐	遺産分割審判の申し立て	調停なしで裁判所の審判を申し立てる場合	家庭裁判所	①遺産分割審判申立書	・調停不成立の場合は、自然に審判に移行するため、申し立ては不要 ・裁判所が主張と証拠に基づき、分割方法を決定する

●遺産分割協議がまとまったら速やかに

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	遺産分割協議書の作成	遺産分割協議をした場合		①遺産分割協議書	・相続税の納付がある場合、必ず10ヵ月以内に行う
☐	預貯金の名義変更	必要に応じて	金融機関	①遺産分割協議書(原本) ②金融機関所定の払戻依頼書 ③印鑑証明書 ④被相続人の戸籍謄本(出生から死亡まで)、相続人全員の戸籍謄本 ⑤通帳・届出印	・遺産分割協議書は当然に返却してもらえるが、それ以外についても返却してくれる金融機関もある ・通帳を解約後、相続人の通帳に入金する場合は、相続人の通帳を持参する ・遺言執行人がいる場合、遺言書、被相続人の除籍謄本、執行者の払戻依頼書、印鑑証明書が必要(詳しくは金融機関に問い合わせ)
☐	株式の名義変更	必要に応じて	証券会社	①名義書換申請書 ②遺産分割協議書(原本) ③相続人全員の印鑑証明書 ④除籍謄本 ⑤被相続人の戸籍謄本(出生から死亡まで)、相続人全員の戸籍謄本	・証券会社によって必要書類が異なることが多いので、各証券会社に問い合わせる
☐	借地権・賃貸借契約書の貸主変更	必要に応じて	貸主または借主(管理会社)	①契約書	・契約書の変更を行う
☐	生命保険の契約者の変更	契約者が亡くなった場合	保険会社	①除籍謄本 ②新しい契約者の戸籍謄本および印鑑証明書 ③身分証明書・印鑑・通帳	・必要な書類や手続き方法などの詳細は、保険会社に問い合わせる
☐	自動車の名義変更	必要に応じて	管轄の陸運支局事務所	①移転登録申請書 ②自動車検査済証 ③自動車検査証記入申請書 ④除籍謄本 ⑤相続人の戸籍謄本 ⑥自動車損害賠償責任保険証明書	・必要な書類や手続き方法などの詳細は、担当ディーラー等に要相談

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	ゴルフ会員権の名義変更	必要に応じて	ゴルフクラブ	①名義書換申請書 ②除籍謄本 ③遺産分割協議書 ④相続人全員の印鑑証明書 ⑤新しい所有者の戸籍謄本・ 写真・名義書換料	・必要書類はゴルフクラブによって異なることが多いので、詳細は当該ゴルフクラブに問い合わせる

● 3ヵ月以内（死亡の事実を知った日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	相続限定承認の申述	相続を限定承認する場合	家庭裁判所	①相続限定承認申述書 ②除籍謄本 ③相続人全員の戸籍謄本 ④財産目録 ⑤相続人全員の印鑑	・相続人全員の申請が必要 ・債務が不明なときに有効な場合がある
☐	相続放棄の申述	相続を放棄する場合	家庭裁判所	①相続放棄申述書 ②除籍謄本 ③相続を放棄する相続人の戸籍謄本 ④被相続人の住民票除票または戸籍の附票 ⑤印鑑	・他の相続人の承認は必要ない ・相続財産を処分したり、消費したりすると原則、相続放棄はできない

● 4ヵ月以内（死亡の事実を知った日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	準確定申告・納税	故人の所得に対し、申告が必要な場合	税務署（亡くなった人の住所地）	①準確定申告書	・死亡の日までの清算を行う ・相続人が継続して青色申告を続ける場合、青色申告の申請を提出する

● 10ヵ月以内（死亡の事実を知った日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	相続税の申告・納税	相続税の申告・納税が必要な場合	税務署	①相続税申告書	・納税がない場合も、申告が必要なケースがある

● 1年以内（死亡の事実を知った日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	遺留分の取り戻し請求	遺留分を侵害された場合	請求する相手方	①申立書 ②相続人全員の戸籍謄本 ③遺言書 ④遺産の内容がわかる書類	・弁護士に相談したほうがよい ・生前に遺留分の放棄もできる

● 2年以内（死亡した日から）

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	国民年金死亡一時金の請求	死亡一時金をもらう場合	市区町村役場、年金事務所	①国民年金死亡一時金請求書 ②年金手帳 ③戸籍謄本 ④住民票（除籍の記載のあるもの） ⑤通帳	・国民年金の第1号被保険者で、保険料を3年以上納めていた人で、年金を受給することなく亡くなった場合に受給できる
☐	高額医療費の還付申請	医療費が一定の金額を超えた場合	市区町村役場、健康保険組合	①高額医療費支給申請書 ②保険証 ③領収書 ④除籍謄本 ⑤申請人の戸籍謄本	・還付された高額医療費は遺産分割の対象となる
☐	葬祭費の申請	国民健康保険に加入していた場合	市区町村役場	①国民健康保険葬祭費支給申請書 ②本人確認書類（喪主を確認できるもの） ③死亡診断書 ④葬式費用の領収書	・原則、喪主が申請する

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	埋葬料の請求	健康保険に加入していた場合	健康保険組合 (年金事務所)	①埋葬料請求書 ②健康保険証 ③死亡診断書	・被扶養者が亡くなったときは、家族埋葬料が支給される

● 3年以内(死亡の事実を知った日から)

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	不動産の名義変更	不動産を相続した場合	法務局	①除籍謄本 ②相続人全員の戸籍謄本および住民票、印鑑証明書 ③遺産分割協議書 ④固定資産税評価証明書 ⑤権利書 ⑥印鑑	・3年以内に登記しないと、10万円以下の過料が科せられる場合がある
☐	死亡保険金の支払請求	生命保険に加入している場合	生命保険会社	①死亡保険金支払請求書 ②保険証書 ③死亡診断書 ④除籍謄本 ⑤受取人の戸籍謄本 ⑥受取人の印鑑証明書 ⑦契約印	・保険証券を保管しておくこと ・入院給付金としてもらっていないものも同時に申請する ・契約している生命保険が不明な場合、生命保険契約照会制度を利用する

● 5年以内(死亡した日から)

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	遺族基礎年金の請求	国民年金加入者が亡くなった場合	市区町村役場、年金事務所	①国民年金遺族基礎年金裁定請求書 ②死亡診断書 ③除籍謄本 ④生計を一にする証明書	・受け取る人が年収850万円未満である場合のみ

	やること	対象となる人	手続き先	必要書類	備考
☐	遺族厚生年金の請求	厚生年金加入者が亡くなった場合	年金事務所	①厚生年金保険遺族給付裁定請求書 ②死亡診断書 ③除籍謄本 ④生計を一にする証明書	・受け取る人が年収850万円未満である場合のみ
☐	寡婦年金の請求	夫が亡くなった場合 ※婚姻期間10年以上	市区町村役場、 年金事務所	①国民年金寡婦年金裁定請求書 ②年金手帳 ③除籍謄本 ④住民票（除籍の記載のあるもの） ⑤死亡診断書	・国民年金に10年以上加入していた第1号被保険者である夫が、年金を受給しないまま亡くなった場合に申請できる
☐	未支給年金の請求	年金受給者が亡くなった場合	年金事務所	①未支給年金請求書 ②死亡した受給権者の年金証書 ③戸籍謄本 ④住民票除票および請求する人の住民票 ⑤通帳	・未支給年金を受領した場合、受領した相続人の一時所得（所得税）となる